

I FDとその背景

FD=Faculty Development とは、教授団の能力開発、教員開発

いまだに統一されたものはない。政策的には、「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」（大学設置基準第25条の3）とされている。

「個々の大学教員が所属大学における種々の義務（教育・研究・管理・社会奉仕等）を達成するために必要な専門的能力を維持し、改善するためのあらゆる方策や活動をさす。

近年一般には、「授業内容の改善」「教える技術や方法の向上」（＝狭義のFD）の意味で使われることが多い。一般教育学会編『大学教育研究の課題』（玉川大学出版部、1997年）253頁

FDの義務化 2007年までは、大学設置基準においてFDは努力義務—「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に務めなければならない」（第25条の2）—とされていた。これが2008年に「・・・研修及び研究を実施するものとする」と改正され、FD実施は明確な“義務規定”に変更された。

ここでは、FDを、「授業に限定せず、教育活動全般を担うために必要な教員の能力を開発するための研修及び研究」とする。よって、1人1人の大学教員の能力開発を高めるためには、その方策の一つとして組織レベルでのFD活動が重要である。

II 看護学教育におけるFDとは

看護学教育の質の向上とは、教育目的そのものが看護専門職者の育成であることから、看護実践能力と看護学を発展させる能力の質の向上をさすのは当然のことである。

従って、看護学教育に携わる教員はそれらの質の向上を高めること、すなわち「教師力」を高めることが求められ、さらに自教育機関の教育理念、教育目的等、それらの特徴を踏まえて、自律的・組織的に学校運営に関わる能力の向上が求められる。

III 厚生労働省及び文部科学省、看護系公立大学協会の取組

2010年7月、厚生労働省は、「今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書」を公表し、その中で看護教員に求められる資質・能力としての、向上すべき資質と求められる能力5領域：「教育実践能力」「コミュニケーション能力」「看護実践能力」「マネジメント能力」「研究能力」をあげている。

2011年3月、文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」報告書看護学教育の特質に該当。

また、看護系公立大学協会は、「FD委員会」において、FD推進の目的で2つの企画を実施した。1) FD企画者向けの研修・パネルディスカッションの開催、2) 「若手看護学教員に求められる資質・能力獲得状況と支援に関する実態及びFD活動の方向性」についての調査
これらの内容は、2010年度活動報告—若手看護教員のためのFDガイドライン—として報告されている。

IV 本学におけるFDの基本的考え

I、II、III、を踏まえ、本学におけるFDを考えると、2つの方向性があると考えられる。1つ目は、FD活動を推進することを目的とした委員会を組織化し、進めていく、2つ目は、FD目標を定め、その目標に向けて現行の委員会が組織的に取り組む、である。

1つ目、委員会の立ち上げに関しては、以下の理由により、現実的には無理と考える。

本学では、現行11の委員会が活動しており、かつ各委員会につながる、部会、ワーキンググループが機能している。各教員は、委員会、部会、ワーキンググループの活動に重複して関わり、かつ会議に時間を要し、会議開催の時間設定にも支障をきたしている現状である。

また、現行の中期目標・中期計画（2009年度～2014年度。目的；開学以来の10年間の教育体制整備を中心とした取り組みを、さらに全学をあげて組織的に取り組むことをとおして、大学の発展及び改革を目指す。背景：教学組織と、大学の経営を担う部門の分離独立によって大学のさらなる活性化を目指し、現行のままその自立度を自己評価・自己点検することを目的に設定された。）に、大いに反映されており、その目的に取り組んでいるところである。

従って、委員会を組織するよりは、2つ目のFD目標を定め、その目標に向けて現行の委員会が組織的に取り組む、が妥当であると考える。

2つ目の、FD目標を定めその目標に向けて現行の委員会が組織的に取り組む、とした場合、その目標については、II、IIIの内容を踏まえ、看護学教員が近くする教員のロールモデル行動とその特徴を明らかにする因子探索研究（杉森みどり 船島なおみ；看護学教育 第4版増補版、353-360、医学書院、2010）より導き出された、次を提示する。

本学におけるFD目標

1. 学習環境を整え、質の高い教授活動を展開し、授業の目的・目標の達成を目指す。
2. 看護者とその教育の独自性を反映した研究活動を行い、教育実践の質の向上、研究の発展、教育・研究上の成果を社会（地域）へ還元することを目指す。
3. 看護学教育組織構成員としての自覚を持ち、その運営に携わりながら、教育・研究環境の整備、組織の維持発展を目指す。
4. 主体的な学習活動を継続し、看護専門職者としての専門性を高める。
5. 自己の信念・価値観に基づき自立した職業活動を展開する。
6. 相互に矛盾対立する役割期待を適切に処理し、意欲的に複数の役割を果たす。
7. 卓越した問題解決能力を基盤とし、計画的・効率的に仕事を遂行する。
8. 豊かな教養を基盤とする成熟した社会性を発揮し、他者との円満な関係性を築き保持する。